

(仮訳)

プレス・リリース

2014年9月25日

バーゼル銀行監督委員会

金融危機後の改革の進捗：銀行監督当局と中央銀行が会合

100カ国・地域以上の銀行監督当局及び中央銀行からの参加者が、今週中国・天津にて一堂に会し、バーゼル銀行監督委員会（以下、「バーゼル委」）の金融危機後の改革課題に関する政策手段について議論した。また、参加者は成長促進のために銀行システムが果たす役割や実体経済を支えるために金融サービスの安全を確保することについても議論した。

バーゼル委及び第18回銀行監督者国際会議（ICBS）が中国銀行業監督管理委員会（CBRC）の主催により開催された。この機会にバーゼル委の正式メンバーに、欧州中央銀行単一銀行監督メカニズム（ECBSSM）及びインドネシア金融庁を加えることが示されたほか、広汎で、整合的なバーゼル規制の実施を促進し、国際的な金融監督実務への理解を深めるため、チリ、マレーシア及びアラブ首長国連邦の代表者もオブザーバーとしてバーゼル委に加わることとなった。

グローバルなシステム上重要な銀行（以下、「G-SIB」）の取扱い

バーゼル委は、2013年末のデータに基づいてG-SIBのリストについても更新した。バーゼル委のグローバルなシステム上の重要性を評価する方法に基づき、G-SIBに指定された銀行は、追加的に1～2.5%の普通株式等Tier 1（CET1）の資本賦課を要求される。バーゼル委と金融安定理事会（FSB）は今後数週間以内に、G-SIBのリストを公表する。より高い損失吸収力を求める当該規制は2016年から段階実施され、2019年から完全実施される予定である。

安定調達比率（以下、「NSFR」）の承認

バーゼル委は、バーゼルⅢのNSFRに関し、最終的な詳細な論点を承認した。NSFRは、金融機関に対し、流動性に欠ける資産の調達をボラティリティの高い短期借入れによって行う範囲を制限するとともに、安定的かつ長期の調達を促すことを目的とした規制である。最終規則文書が数週間後に公表され、2018年から実施予定である。

コーポレート・ガバナンス・ガイドンスの見直し

実効的なコーポレート・ガバナンスは銀行セクターが適切に機能するために重要である。そのため、バーゼル委は 2010 年に示されたコーポレート・ガバナンスを強化するための諸原則の改訂を行い、近く見直し案に関する市中協議文書を公表することとしている。

証券化商品規制の最終化

バーゼル委は、証券化商品の規制見直しの最終化に向けた進捗を検討し、残る政策上重要な細目に合意した。合意内容は、年末までに公表される予定である。但し、バーゼル委は、バーゼル委と証券監督者国際機構（IOSCO）とが共同で行っている証券化市場に関する作業も認識している。バーゼル委は、これらの要件を発展させることが、簡素で透明性の高い証券市場の仕組みを金融業界が構築する際の手助けとなることを期待している。これらの要件が最終化された後に、バーゼル委は、これらの要件を証券化商品の資本規制にどのように取り込むべきかを検討する予定である。

銀行の自己資本比率の整合性向上

バーゼル委では、銀行のリスク計測の実務について綿密に分析してきている。今回の会合では、リスク・アセット計測の過度な相違の問題に対処するために開始された、一連の政策上及び監督上の措置について議論を行った。こうした措置には、標準的手法（非内部モデル手法）の見直し、資本フロアの導入、モデルのパラメーターや前提条件への制約、開示の改善に関する検討が含まれる。バーゼル委は、こうした政策手段について、本年 11 月の G20 サミットに向けた報告書において詳述する予定である。